

広瀬体育館使用料

区 分			使用料の額(1時間あたり)	
			昼間(9時から18時まで)	夜間(18時から22時まで)
スポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない 場合	中学生以下	円 130	円 200
		高校生	180	270
		一般	270	410
	入場料を徴収する 場合	中学生以下	270	410
		高校生	360	550
		一般	550	820
スポーツ以外の 使用の場合	営利宣伝を目的としない 場合	550	820	
	営利宣伝を目的とする場 合	2,720	4,090	

1. 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とします。
2. 使用料は、全面を使用する場合の料金です。半面を使用する場合の料金は2分の1になります。なお、使用料金に10円未満の金額が生じる場合は切り捨てます。

【計算例】

一般(入場料徴収なし)、体育館半面使用、使用時間9時~12時(昼間3時間)の場合

$270 \text{円} \times 1/2 \times 3 \text{時間} = 405 \text{円}$ (1円単位切り捨て) \Rightarrow 400円(支払額)

3. 「中学生以下、高校生、一般」の方が、合同で使用する場合は、使用料の高い方の額を適用します。
4. 昼間に照明を使用する場合は、夜間の料金となります。